

精神科病院虐待対応窓口について

1 虐待対応窓口設置の経緯

- 精神保健福祉法の改正により、令和6年4月1日から、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した方は、速やかに県や政令市に通報することが義務付けられた。
- また、虐待を受けた患者は、県や政令市に届け出ることができる。
- 県では、横浜市、川崎市及び相模原市を除く県所管域の精神科病院（27病院）における患者虐待に係る通報等を受け付ける専用の窓口を開設した。

2 窓口の概要

- (1) 名称 神奈川県精神科病院虐待対応窓口
- (2) 担当課 健康医療局保健医療部がん・疾病対策課
- (3) 住所 横浜市中区本町二丁目22 京阪横浜ビル2階
神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課内
- (4) 専用電話番号 045-285-0574
- (5) ホームページ
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/seishinka_abuse.html
- (6) 受付時間
 - ・専用電話 月曜日から金曜日
午前8時30分から午後5時15分まで（祝日及び年末年始を除く）
 - ・ホームページ 24時間受付

3 受付件数（令和7年1月末時点）

（単位：件）

区分	電話 A	その他 B	合計 C = A + B
4月	4	0	4
5月	11	2	13
6月	3	1	4
7月	31	1	32
8月	26	2	28
9月	31	0	31
10月	11	2	13
11月	24	0	24
12月	25	0	25
1月	15	0	15
合計	181	8	189*1

*1 虐待に該当しない内容や重複した相談内容も含む。

※今後、公表の時期や項目を検討するとともに、審議会でも同様に情報提供してまいります。